

監 査 委 員 公 表 第 8 号
令和5（2023）年4月6日

先に実施した定期監査について、監査の結果報告に基づき措置を講じた旨の通知が市長等からありましたので、地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

柏崎市監査委員 土 田 茂 博

柏崎市監査委員 内 山 万寿男

柏崎市監査委員 若 井 恵 子

定期監査結果に基づく措置

令和5(2023)年3月30日監査委員公表 第7号 結果報告分

被監査課	財政部	財政管理課
------	-----	-------

税外収入金の徴収事務

監査対象	里道・水路等法定外公共物使用料（521件）
指摘事項	督促の手續が適正に行われていない。（4件）
措置状況	督促の手續が過去に作成されたマニュアルに基づいて実施され、その内容が現在の規則及び条例に適したものではなかったことが原因です。 今後の事務の執行に向けて規則等の再確認を行い、マニュアルを修正するとともに、常に規則等を確認する姿勢を心がけ、改正があった際には速やかな対応を行うよう指示しました。
監査対象	土地貸付収入（84件）
指摘事項	督促の手續が適正に行われていない。（4件）
措置状況	督促の手續が過去に作成されたマニュアルに基づいて実施され、その内容が現在の規則及び条例に適したものではなかったことが原因です。 今後の事務の執行に向けて規則等の再確認を行い、マニュアルを修正するとともに、常に規則等を確認する姿勢を心がけ、改正があった際には速やかな対応を行うよう指示しました。

被監査課	市民生活部	市民活動支援課 (含 消費生活センター)
------	-------	-------------------------

2 契約事務

監査対象	行政財産目的外使用料（18件）
指摘事項	督促の手續が適正に行われていない。（1件）
措置状況	担当係で、納入予定や契約等に基づく支払い予定を記録、共有するなどの対策に努めておりましたが、本件に限り確認を失念したことが原因であります。 今後は、定例係会議での財務規則等の研修及び支払を含めた事務処理の定期的な確認に加え、デスクネッツスケジュール等を活用し、納入期限等に関する情報を係全員で常に共有、確認する体制を整え、再発防止に努めるよう指示いたしました。